

現行計画の施策体系

基本目標 (4項目)	重点目標 (8項目)	施策の方向性 (20項目)
I 男女共同参画社会づくりに 向けた慣行の見直しと意識の 改革	1 地域における慣行の見直しと 意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の 展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する 教育・学習の推進	(1) 学校教育などにおける 男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域における 男女共同参画に関する教育の推進
II 政策・方針決定過程への 男女共同参画の推進	3 県の政策・方針決定過程への 女性の参画推進と 市町村、企業、団体等に おける取組の促進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の 推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進
III 家庭、職場、地域における 男女共同参画の推進	4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の 推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)の理解促進と定着 (2) 多様なライフスタイルに対応した 子育てや介護の支援 (3) 男女に均等な雇用環境の整備と能力開発
	5 農林水産業等における 男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 女性の経済的地位向上の促進
	6 地域における 男女共同参画の推進と だれもが 安心して暮らせる環境の整備	(1) 地域における男女共同参画の推進 (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備
IV 個人の尊厳の確立	7 女性に対する あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の 推進
	8 生涯を通じた 男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

第3次計画の施策体系(案)

基本目標 (3項目)	重点目標 (8項目)	施策の方向性 (22項目)
I 男女共同参画社会づくりに 向けた慣行の見直しと意識の 改革  高度情報化社会への 対応	1 地域における慣行の見直しと 意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の 展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する 教育・学習の推進	(1) 学校教育などにおける 男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における 男女共同参画に関する教育の推進
II ワーク・ライフ・バランスの推進	3 働きやすい環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの 理解促進と定着 (2) 多様なライフスタイルに対応した 子育てや介護の支援
	4 男女が能力を発揮できる 環境の整備 <b>新設</b>	(1) 男女に均等な雇用環境の確保 <b>能力開発 (職業訓練) (2)へ</b> (2) 人材育成とネットワークづくり <b>新設</b>
III あらゆる分野における 男女共同参画の推進	5 政策・方針決定過程における 女性の参画の推進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の 推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進
	6 地域・農山漁村における 男女共同参画の推進	(1) 農林水産業における政策・方針決定過程 への女性の参画の推進 (2) 農林水産業等における女性の 経済的地位向上の推進 (3) 地域活動における男女共同参画の推進 (4) 防災対策における男女共同参画の推進 (5) だれもが安心して暮らせる環境の整備 <b>(3)から分離</b>
	7 男女間における あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) ハラスメント防止対策の推進
IV 個人の尊厳の確立  マタ・ハラ及びパワ・ハラの 防止対策	8 生涯を通じた 男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

継続した啓発・広報活動が必要

発生の防止、被害者保護、啓発などの取り組みを継続することが必要